

平成31年肱川上流遊漁案内

〒797-1212

愛媛県西予市野村町野村12号470番地
肱川上流漁業協同組合

電話：090-7624-5551

事務局 中野



★ 漁期間・その他（平成31年内）

対象魚：アユ、アマゴ、ウナギ、コイ

魚種等		漁期間		
魚種	漁法	解禁日	漁終了期間	備考
アユ	友掛け・釣り	6月1日(土) 午前5時 9月26日(木) 午前5時	9月15日(日) 日没 12月31日(火) 日没	繁殖保護(産卵期)の為 9月16日～25日まで 河川全域を禁漁予定
	なげ網・と網	8月4日(日) 午前5時 9月26日(木) 午前5時	9月15日(日) 日没 12月31日(火) 日没	
	瀬張り・さし網・夜川	9月26日(木) 午前5時	12月31日(火) 日没	
アマゴ	釣り	2月1日(金) 午前6時	9月30日(月) 日没	
うなぎ	釣り・じんど	4月1日(月) 午前5時	9月30日(月) 日没	全長25cm以上のみ 採捕可能です。
その他 対象魚	鑑札等級に応じた漁法			
注 意		保護区等において、立て札等で特定魚種の禁漁、漁法・漁業期間が制限されている場合はその制限に従うこと。		

※日没は、暦等に記載される「日の入り」、日の出も同様に「日の出」の時間とする。

★ 遊漁料

鑑札種別及び料金			使用漁具及び漁法
2級	日券	2,000円	と網、なげ網、栓(じんど)、友掛け、はえ縄(つけ針類)、たも網ほか三級の漁法
	年券	6,000円	
3級	日券	1,000円	友掛け以外の釣り
	年券	2,500円	

※ アマゴの網を使用する漁法は禁止する。

☆ 友掛けオトリアユ設置所	1尾 500円
・ 野村町 野 村	つりきち 渡辺 0894-72-3540
・ 野村町 予子林	澤 井 (組合長) 090-9552-8318
・ 城川町 嘉喜尾	清 水 茂 0894-82-0182

★ 遊漁鑑札についての注意事項

- 1 遊漁鑑札は、鑑札販売店もしくは肱川上流漁業協同組合事務所（電話予約必要）でお買い求め下さい。遊漁承認証は他人に貸与してはいけません。

<遊漁鑑札販売所>

西予市以外：ジャンプ土居田店・釣具のフレンド（松山店・松前店）
ジャンプワールド大洲店

西予市：道の駅「きなはいや」・清水 茂（㊦あり）・澤井弘説（㊦あり）・河野酒店・
つりきち渡辺（㊦あり）

<惣川：あまご鑑札> 澤屋鮮魚 0894-76-0047・古野利夫 0894-76-0639

- 2 鑑札には、鑑札販売店が漁業者の住所、氏名を、日券の場合は操業年月日も記載致します。漁業者の皆様は、操業中は必ず鑑札を所持願います。

★ 漁具、漁法の制限及び禁止事項

- 1 瀬張り、やな、刺し網を使用する漁法、また、ヤス、モリを使用する漁法を禁止。釣り糸くずを川に捨てることを禁止。
- 2 アユの空掛け釣りを禁止。（水中のしゃくり掛け、ルアー釣を含む。）
- 3 水中に電流を通じてする漁法を禁止。夜間に灯火を使用して魚族を追い込み捕獲する漁法を禁止。ただし、「夜川」解禁中の投網、投げ網を投じる場合等の地上での灯火使用を除く。
- 4 農薬、毒物等を使用する漁法を禁止。
- 5 ウナギ採捕の栓（じんど）使用は、1人30本以内とする。
- 6 全長15cm以下のアマゴ、20cm以下のコイ、25cm以下のウナギの採捕を禁止。
- 7 と網、なげ網の使用は、どちらかの網を一人一統使用とする。
- 8 なげ網を5分以上水中に展帳し、潜水もしくは器具等を使用して魚族を追い込む漁法を禁止。また、展帳放置し魚族を採捕する漁法を禁止。
- 9 網を上下に張り、中にと網を使用しての漁を禁止。
- 10 保護区での指定以外の漁法、禁漁区での全ての魚族の採捕、漁業行為行使を禁止。

- 11 鹿野川ダム堰堤から上流 150 メートルの区域内、野村ダム堰堤から上流 500 メートル及び下流 100 メートルの区域内での漁を禁止。
- 12 朝霧湖において、夜間に船舶を使用し、水産動植物採捕する漁法または行為を禁止。
- 13 漁場監視員または警察官の指示に従うこと。
- 14 「漁の期間」「遊漁料」「遊魚鑑札についての注意事項」に記載する事項等に従うこと。

★ 遊漁に際し守るべき事項

- 1 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

★ 違反者の措置

- 1 当漁協の罰則規程に基づき罰則を科すほか、悪質と認められるときは警察等、取締機関に告発する場合があります。
- 2 罰則を科した場合は遊魚鑑札を没収するほか、以降、当漁協管内漁場での漁業行為を認めない事とします。
- 3 遊魚鑑札を没収したときは、鑑札代金は返還いたしません。

★ その他

- 1 期間中、腕章を付けた監視委員が見回りを致しますので、鑑札証を見やすい場所に付けて漁を行って下さい。

※ 近年、無鑑札の遊漁者が多く見受けられます。発覚した場合、容赦なく処罰致しますので、ご注意下さい。